

県道・江美山線改築工事（福井県・江市長泉寺町3字大師田地内から同町4字水通シ地内まで）に関する事業認定の理由

平成17年3月22日に福井県より申請のあった県道・江美山線改築工事（福井県・江市長泉寺町3字大師田地内から同町4字水通シ地内まで）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福井県・江市長泉寺町3字大師田地内から同町5字中塚地内までの延長426mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道・江美山線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道・江美山線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により、福井県知事が県道に認定した路線であり、福井県は、同法第15条の規定により、本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

得られる公共の利益

本路線は、福井県・江市長泉寺町地内の一般国道8号との交差点を起点に福井市を經由して、同県足羽郡美山町田尻地内の一般国道158号との交差点を終点とする延長22.4kmの路線である。このうち・江市内の本路線は、・江市の地場産業のひとつである漆器産業が盛んな河和田町方面と一般国道8号を最短で結ぶ重要な路線として、また地域住民の生活道路として欠くことのできない機能をはたすとともに、北陸自動車道・江インターチェンジへのアクセス道路としての機能も有する重要な幹線路線である。

しかしながら、このうち本件区間に係る現道（以下「現道」という。）は、幅員が狭く歩道等の整備が十分でない混合交通となっていることに加え、西日本旅客鉄道株式会社北陸本線（以下「JR西日本北陸本線」という。）との踏切1箇所が平面交差しているため、特に朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生し、自動車交通及び歩行者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。

このような状況のもと、本件区間において交通事故が平成11年から平成15年にかけて7件、踏切事故が平成3年及び平成12年に各1件発生していることが確認

されている。また、本件踏切は、昭和 55 年 4 月 15 日に踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）に基づく立体交差化を実施すべき踏切道としての指定がなされている。

本件事業の完成により、道路構造令で規定する幅員と自転車歩行者道が整備されるとともに、鉄道との平面交差が立体化されることから、円滑な自動車交通及び歩行者等の安全かつ円滑な通行が確保されるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び福井県環境影響評価条例（平成 11 年福井県条例第 2 号）により、環境影響評価が義務づけられた事業には該当していない。

起業者が行った調査によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき希少動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### 事業計画の合理性

本件事業は、円滑な自動車交通及び歩行者等の安全かつ円滑な通行の確保を目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 4 種第 2 級の規格に基づき現道を拡幅するとともに、JR 西日本北陸本線と平面交差する現道を地下構造（アンダーパス）として立体化する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和 37 年 8 月 14 日に都市計画決定、平成 8 年 4 月 5 日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### 事業を早期に施行する必要性

本件区間は、これまで述べてきたように、幅員が狭小で歩道等の整備が十分でないうえに、交通事故、踏切事故が発生していることを踏まえ、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、本件事業沿線の・江市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性が高いものと認められる。

##### 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認め

られる。

また、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。